

UBC情報



発行： 2019年12月27日

No. 235

Selected Clients & Professionals Relationship

河野会計事務所からのお知らせ

<源泉所得税の納付期限>

源泉所得税の納期特例を受けている場合、7-12月分の源泉税納期限は1月20日(月)です。毎月納付の場合、1月10日(金)が納期限です。納付漏れのないようご注意ください！

トピックス

令和2年度税制改正大綱（主な個人関連）



◆NISA制度の見直し等

- ①一般NISAは、令和6年から低リスクの投資信託などに限定した年20万円の積み立て枠と、上場株式なども投資対象となる年102万円の枠の2階建てに見直す
- ②つみたてNISAは5年延長
- ③ジュニアNISAの口座開設を令和5年までとします。

◆未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親について、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する場合は、寡婦（夫）控除が適用できます。令和2年分以後の所得税に適用。

◆寡婦（夫）控除の見直し

- ①寡婦に寡夫と同じ所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける
 - ②住民票に事実婚の記載がある場合は控除の対象外とする
 - ③子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にします。
- 令和2年分以後の所得税に適用。

◆所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ①土地等の登記簿上の所有者が亡くなり、相続登記がされていない場合、市町村長は「現に所有している者（相続人等）」に対して、条例で定めるところにより、氏名や住所などを申告させることができます（令和2年4月以後の条例の施行日後に適用）。
- ②固定資産の所有者が明らかとならない場合、その資産の使用者を所有者とみなして、固定資産税を課します（令和3年度分以後の固定資産税に適用）。

◆低未利用土地を譲渡した場合の特別控除の創設

都市計画区域内にある所有期間5年超の低未利用土地等を譲渡（譲渡価格500万以下に限る）した場合に長期譲渡所得から100万円を控除します。土地基本法等の改正法の施行日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から4年12月までの譲渡に適用。

軽減税率に伴う区分経理の留意点

消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、原則として税率ごとに区分して帳簿等に記帳することなどが必要になりました。

◆旧税率が適用される取引がある場合

今年9月までの消費税（旧税率）と軽減税率は同じ8%ですが、国税と地方税の割合が異なり、旧税率は「国税6.3%+地方税1.7%」、軽減税率は「国税6.24%+地方税1.76%」のため区分する必要があります。

◆「店内飲食」と「持ち帰り」の税込価格を統一している場合

標準税率が適用される「店内飲食」と、軽減税率が提供される「持ち帰り」を同一の税込価格で販売している場合でも適用税率が異なるため、販売時点の顧客の意思確認などで判定した適用税率に基づき、区分経理を行う必要があります。

◆誤った税率で計算した税込対価のレシートを交付した場合

取引の事実に基づく適正な税率で申告する必要があるため、例えば標準税率が適用される商品に誤って軽減税率を適用した税込価格で販売した場合でも、標準税率の売上として記帳します。

◆誤った税率で計算した税込対価のレシートを受領した場合

消費税の仕入税額控除の適用には、取引の事実に基づく「区分記載請求書等」の保存が必要になるため、再交付を依頼といった対応

が必要になります（税込対価の誤りは「追記」不可）。

◆キャッシュレス・消費者還元（即時充当）に係る消費税の仕入税額控除

コンビニ等が行っている即時充当（その場でポイント等相当額を購入金額に充当する方法）を受けた場合、課税仕入れに係る支払対価の額は「商品対価の合計額（ポイント等の充当前）」となります。

来年からハローワークの求人票等が変更

2020年1月6日からハローワークの求人票の様式や求人公開方法が変わります。

求人票については、掲載する情報の種類や量が増え、求人情報が詳細になります。また、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と「ハローワークインターネットサービス」が一本化され、同じ求人情報が公開されるようになります。

これに伴い、利用者は求人条件や事業所情報などの確認や追加情報の登録が必要となります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: http://www.ubc-net.com
※年始は1月6日からの営業です。



UBC社福 情報

No. 235

発行： 2019年
12月27日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL： 0836-33-6717
FAX： 0836-33-6753
Mail： info@ubc-net.com
URL： http://ubc-net.com
所属： (一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

決算分析

社会福祉法人のサービス活動増減差額比率が低下
～WAMが貸付先の平成30年度決算状況を分析・公表～

◆独立行政法人福祉医療機構(WAM)は、11月29日に社会福祉法人8,350法人の平成30(2018)年度の決算状況の分析結果を公表しました。

それによれば、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は、前年度から0.5ポイント低下して2.9%となりました。WAMが社会福祉法人の経営指標の集計を平成24(2012)年度から開始して以来の最低値を更新しています(下記資料参照)。サービス活動収益自体は増額していると考えられますが、介護職員等の処遇改善により人件費比率が前年度から0.3ポイント上昇し67.1%となったこと、事務費比率が0.3ポイント上昇し10.5%となったことが主因です。

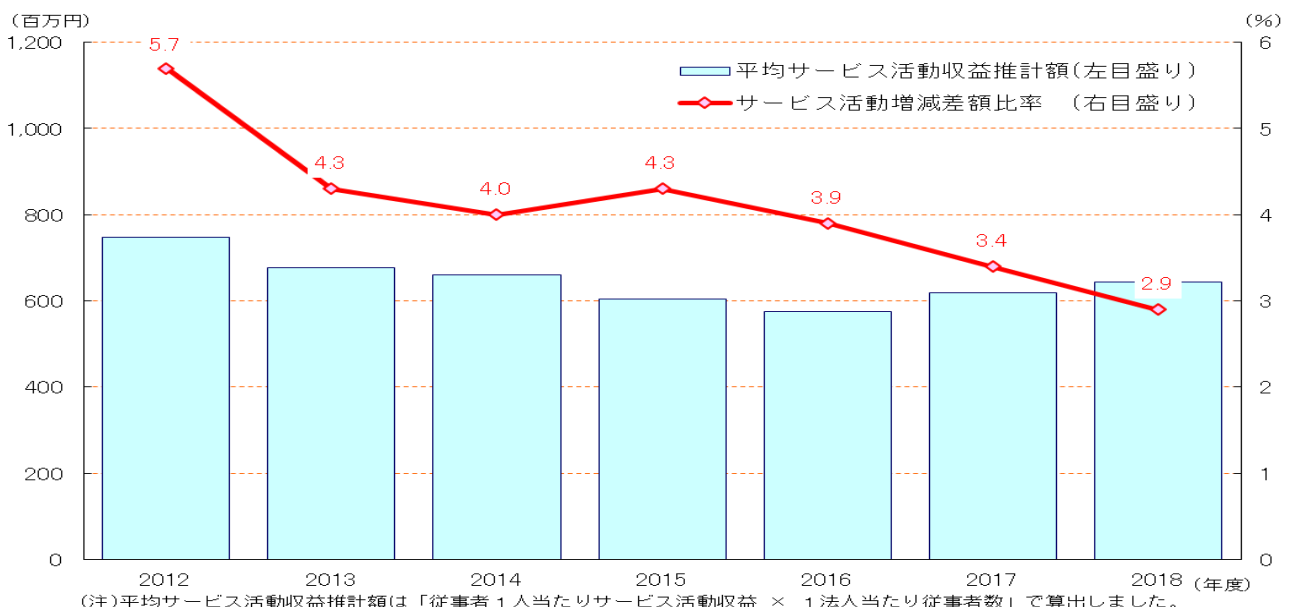
ちなみに本集計は、WAMが貸付事業の債権管理の一環として毎年度貸付先から提出される決算情報等を基に、法人や施設等の経営状況について経営分析参考指標として集計・分析しているもので、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書等(現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画)の内容について集計・分析した結果とは異なるものです。

◆また同日、WAMは貸付先の特別養護老人ホームの経営分析参考指標も公表しました。

サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は従来型で2.7%と前年度比横ばい、ユニット型では前年度0.3ポイント増の5.8%でした。また、人件費比率については、従来型で前年度0.2ポイント減の65.2%、ユニット型で前年度0.4ポイント減の61.9%と、ともに前年度比で減少しています。

利用者1人1日当たりのサービス活動収益は従来型で前年度比97円増の11,814円、ユニット型で前年度比130円増の13,955円と、2018年度報酬改定による基本報酬の引き上げの影響と考えられる増収となっています。(総合福祉研究会)

〈参考資料〉 社会福祉法人の平均サービス活動収益推計額とサービス活動増減差額比率の推移



保育問題

子供の貧困対策大綱が閣議決定 ～支援が届きにくい子ども・家庭に配慮～

◆11月29日、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。平成25(2013)年に成立した「子供の貧困対策の推進に関する法律」を受けて平成26(2014)年に前回の「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されましたが、本年6月の子供の貧困対策の推進に関する法律の一部改正を受けて今回新たに策定されたものです。

新たな大綱では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援」「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮」などが分野横断的な基本の方針として掲げられています。

保育等に関する内容としては、①令和2年度末までに約32万人分の保育の受け皿の確保、②「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブの整備、③保育士等キャリアアップ研修において「子供の貧困」に関する具体的な対応例、④指定保育士養成施設の養成課程における子供の貧困をはじめ「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」の履修等が挙げられ、また保護者の自立支援や育児負担の軽減等にも触れられています。その他、児童養護施設等の子供への学習・進学支援や社会的養育が必要な子供への生活支援も盛り込まれています。

また新たな大綱では、従来の指標に、電気・ガス・水道料金の未払い経験や食料又は衣類が買えない経験、ひとり親の正規雇用割合経験など、新たな指標を追加して39項目に増やされました。

貧困格差が言われて久しいですが、子供やその保護者の将来を思い描くだけでなく、現在抱えている困難や課題を解決していくことが社会福祉に携わるものに求められています。(総合福祉研究会)

会計実務

資金繰りや人件費比率の集計も ～事業活動資金収支がマイナスの法人の資金対応～

◆費用には、減価償却費など現金の支出を伴わないものもあるので、赤字になっても直ぐに経営に行き詰る訳ではなく、むしろ資金繰りが大切です。そこで「社会福祉法人経営分析 29年度2万法人の分析結果」の中で、事業活動資金収支差額率の説明がありました。こちらの平均値は7.56%と当然経常増減差額率よりも高い値でしたが、それでも2,929法人、全体の14.85%がマイナス値でした。そこでそれらの法人の資金繰りを見ると、事業活動資金収支差額に建築資金借入金返済等の施設整備等資金収支差額が加わった額を、積立資産や長期運営資金借入金等の処理に係る「その他の活動資金収支差額」もしくは「期末支払資金残高」で賄っていることが判りました(下記資料参照)。

(総合福祉研究会)

〈参考資料〉事業活動資金収支がマイナスの法人の資金対応

